

平成23年度 第4回税制調査会後の記者会見録

日 時：平成23年6月10日（金）18時18分～

場 所：中央合同庁舎4号館11F 共用第1特別会議室

○記者

最後のところを確認したいんですが、この案文を作るということですがけれども、改革原案に対する税調としての意見案のたたき台を作る。そういう理解でよろしいですか。

○五十嵐財務副大臣

そのとおりでございます。

○記者

一方で、かなり増税に対して、そもそも反対論みたいなのが出る中で意見集約ができるのか、両論併記になるのか。ならざるを得ないような気もしますけれども、そこはもう一本化集約するのか、両論併記になるのか。どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

大勢は、そんなにかげ離れている方がいないわけではないですが、人数的にはそうでもないかなと思っておりまして、徹底的に議論をしていけば、丁寧な議論を重ねれば、集約可能だと思っております。それから、並行して行う改革のこれからの方向性を丁寧に議論していくと、こちらが固まってくると、逆に全体に対する疑問も減っていくのかなと思っています。

○尾立財務大臣政務官

2015年に13コンマ何がし兆円の財源が要ということは、皆さん分かっているはずなんです。その財源を何かで賄うかということかと思えます。中には、上げ潮派の方がいらっしゃいます。ただ、これも内閣府のベストシナリオでいっても、なかなか発散をしていく状況の中で、ましては13コンマ何がし兆円を賄えるのかということ冷静に考えれば、おのずと答えは出てくる。ただ、それを今日はわざわざ説明しましたように、消費税一本で賄うべきなのか、賄えるのかというような議論はあるかと思えます。

○記者

たたき台をつくる上で、今日の論点整理の部分がこの方向性の参考にするのかと思うんですが、消費税率のところ成案決定後、法案策定までに検討する事項として、具体的な改革のスケジュールなど書いていますけれども、これの意味するところは成案までには、いつ消費税を段階的に何%引き上げるというのを、成案には盛り込まないということなんでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

それは後でということだと思いますが、むしろ最初から決めるべきだという意見が出るかもしれませんので、何とも申し上げられませんが、今回は大枠だけ決めましょうという、今の諮問内容になっているとは思いますが、それは税調での議論の仕方だと思います。

○記者

消費税の論点についての整理の方向性ですけれども、その課税の適正化などのところで、成案決定後に続けて検討するというものがありますが、もう少し具体例を挙げますと、先日、与謝野大臣が説明をしていました、例えば医療機関の消費税が持ち出しになっている控除対象外の問題をどうするかですとか、酒税のタックス・オン・タックスをどうするかですとか、そういうところは成案決定後に決めますよという見方でよろしいですか。

○五十嵐財務副大臣

勿論そういう個別のものについては、後からということになるかと思いますが。

○記者

いわゆる国と地方の配分も、配分割合については成案決定後ということになっています。だから、それ以上のところまでは今回は突っ込まないということでもいいのか。もう一点、逢坂政務官が冒頭に言われた件がなかなかみんなに伝わっていなかったんですけれども、その真意をもう一度お願いします。

○逢坂総務大臣政務官

最初の方の質問ですけれども、そもそも国と地方の役割はこれからどうするかというところが決まっておきませんので、今の段階で取り分をどうするかという議論に、建設的な議論として入っていくのは、なかなか簡単ではないと思っています。

ただ、現時点で消費税全体の中の44%弱が地方の取り分になっていますから、そこまでこの段階で浸食をするといいますでしょうか、入りこんでいって、それを召し上げるという議論だとするならば、それは地方の皆さんと丁寧に現時点でも相談をしなければ、相当な混乱を及ぼすだろうと私自身は思っています。

その上で先ほどの私が言ったところですが、皆さんの御手元に社会保障改革案というのがあるかどうかわかりませんが、この中の7ページに平たく読みますと、消費税収の用途はその全額の用途を制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に拡充すると書いてあるわけですね。

要するに消費税が5%であろうが10%であろうが、その全額を今、例示のあった経費に使うというふうにここでは読めるわけですね。そうなってくると、今、地方に行っている44%弱の消費税の額も、今、例示された額にしか使えないと読むのが適切なのかなという疑問を私は一つ出したわけですね。

もしそのとおりだとするならば、この44%余りの、地方に行っている額の中から、

障害者福祉だとかにもお金を使っていますから、それにも使えないとなるならば、これは政治的に相当大きな決断をせざるを得ないのではないか。あるいは社会的に大きな波紋を呼ぶのではないかという疑問を呈したのですが、そこはまだ答えが明確には、事務局からはどういう意図で書いたかは、まだ出ていないというところであります。

○記者

今日の論点整理のペーパーの位置づけですが、これは会長、会長代行会議を経て出ているということで、会長、会長代行が提案されたものという理解でよろしいのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

はい。そういうことです。

○逢坂総務大臣政務官

今のことにに関してよろしいですか。余り企画委員会の中身については非公開ですので詳しくは言えませんけれども、少なくとも私個人の立場で言うと、資料に関してはもう少し直した方がいいよという話をしたんですが、それは必ずしも反映されていませんので、みんなが一致したかどうかという点においては、はい、そうですよ、ではないと私は認識をしております。

○記者

この論点ペーパーの項目を見ると、結局今まで税調で議論をしてきて、23年度の税制改正大綱にもほとんど方向性が入っているものだと思いますけれども、それに加えて今回の社会保障改革案が出てきたことで、より強く言いたかったり、あるいは変えたいというのとは、どういうところなのかをもう少し説明いただきたいんです。

○五十嵐財務副大臣

正にそれは、この数日間の中で出てきた御指摘を踏まえて、これまでの方向性を修正するのか、微修正するのか、加えていくのか、あるいはもっと強調すべき点はここだとするのか。それはその中で出てくるんだろうと思います。たたき台の案文については、この議論を見ながらつくっていくということになるんだと思いますし、更に皆さんの御指摘が加わると思いますから、それはこれから決まることだということです。

○記者

先ほどの案文をつくるときに抜本改革の姿というのは、多分税調がつくるものが政府が決めるものの骨格になるんだと思いますけれども、税調としての意見案を出すというのは、あくまでも一応こういう議論が出たから御参考にしてくださいという程度の位置づけなのか。そこは多分全体を話しているところはほかにもいっぱいあるわけで、その中でこの税調がわざわざ出す意味をもうちょっと教えていただきたいです。

○五十嵐財務副大臣

税調は税を決定する場ですから、平たく言えば、10%に引き上げるというこの案について、認めるのか、認めないのか。認めるとして、条件が付くのか、付かないのか

ということだと思います。

○記者

先ほど、消費税の引上げ時期に関してのお話があって、これを成案に入れるかどうかということなんですけれども、それも、今、おっしゃった条件を付けるかどうかということになってくるかと思うんですが、引上げ時期は大変大事だと思うんですけれども、それを今後の議論で決まるかどうかだというふうにおっしゃるのは、最初から決めるというべきものではないかと私は考えるんですけれども、どうでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

今、私は、この税調の言わば司会役として立場に立っていて、あくまでも皆さんの御意見に従ってこれを決定しなければいけないということでもあります。2015年10%という時期を明示した原案が出ているということは事実でありますけれども、それについて修正をするのか、しないのか、先ほどの繰り返しになりますが、そのまま認めるのか、条件を付けるのかというのは、ここで皆さんの御意見に従って決定することだと思います。

○記者

この改革案に意見書を付けるというのがやはりよくわからないんですけれども、2015年までに10%まで引き上げるという積み上げにしても、機能強化をどうするかとか、抑制策をどうするかという、この社会保障の中身によっても随分変わってくると思うんですが、そこまではもう手を突っ込まないということなんですか。その積み上げ分は変わらないとして、消費税分だけに意見を付けるということがよくわからないんです。

○五十嵐財務副大臣

決め方ですけれども、例えば保険料の分野についても一層の改革を求めるというようなことはあり得ることだと思うんです。ただ、税調ですから、そんなに細かいところまで、もう既に改革本部で方向性が出されたものについて意見を述べるということにはならないと思いますけれども、先ほど平たく言ってしまいましたが、わかりやすく言うと、2015年10%をもって社会保障改革の財源を賄うということについて、認めるのか、条件を付けるのかという話が出てくる。どちらにしても、口頭で回答するわけにもいかないでしょうから、文章で回答するということになると思いますが、その回答のたたき台をまず作ってから議論しましょうという話だと思います。

○記者

社会保障改革案の中で、地方側の単独事業について、独自に財源の確保ができるように課税自主権の発揮について検討するという文章について、地方側は現実的になかなか自主財源の確保で増税は難しいという反発もあるようなんですが、この点についても意見書の中で税調として考え方を示すと考えてよろしいのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

個別のことについてはまだこれから、正に会長、会長代行とも御相談をしながら決めていくということになると思いますけれども、そんなに細かいところまでは決まらないのではないかと予想されると思います。先に議論を継続して行う部分はかなり出てくるだろうと思います。ですから、検討項目として残ることもあれば、決着がつくこともあるだろうと思いますが、それはこれからの議論です。

○逢坂総務大臣政務官

今の質問は、多分、税調の会議の場でも片山大臣、もしくは税調ではなくて集中検討会議の場でも、この項目について多分取り上げて発言をしていたかと思いますが、社会保障全般において広くあまねく一般的に日本全体で行われるようなサービスについては、やはりそれは課税自主権ではなくて、しっかりとした税制体系の中で、本則の税といえますか、そういうもので賄うべきであるというのが基本原則だと思います。

ここで言う課税自主権でやはり手当てされるべきものというものは、ごく狭い、本当に地域で独自の小さなものの範囲でありますので、あまねく広く、今、地方で行われている地方単独事業みたいなものまで課税自主権で補うということについては問題があるのではないかという趣旨の意見を、多分、片山大臣が話しているはずですので、もし、今後の議論の中でそういう主張をもっとすべしという議論になれば、当然、これから出てくるのであろう、意見案ですか、分かりませんが、その中に盛り込むべきものだと私は思っております。

○記者

1点確認です。20日に政府の方は成案を決めたいと言っていますけれども、逆算すると、政府税調としては何日までに税調の案を決めなければいけないということなんでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

たびたび申し上げますが、特に後ろがいつだ、何日だということは現在決めておりません。20日に最終的な成案を得ることを目指して、今、努力をしているということでございます。

ただ、今の状況によりますと、これから案文のたたき台作成に入りますから、少し時間がかかるかなと思っておりまして、来週月曜日に国と地方の協議の場がございますので、それを見る必要があるのかなとも思っておりますので、あるいは連日行われている党の方の合同調査会の状況を見ながら議論をするということになると思います。

いずれにしても、来週の前半に次回税調は開かれると思います。

○記者

先ほど五十嵐副大臣がおっしゃった意見案をつくる時に、消費税を2015年10%に、イエス・オア・ノーだけではなくて、条件を付けるかもしれないとおっしゃった、例えばどのような条件を想定されるのかということをお聞かせください。イエス、

ノー以外に何かあるんですか。

○五十嵐財務副大臣

それはいろいろ想定されると思います。段階的な引上げとか、インボイスのこととか、そういう低所得者対策をどうするかとか、国と地方との関係に留意しなさいとか、いろいろなことは想定されると思いますが、それは私が決めることではございませんので、分かりません。

○記者

今日、池口副大臣から軽減税率の導入など、幾つかを挙げた論点が出されましたけれども、これの扱いなんですけど、こういう意見も踏まえて案文みたいなものを、軽減税率をやる、やらないとかという考え方を幾つか示したような案文をやってから議論するというイメージでよろしいのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

そこについては、これまでの税調の積み上げてきた議論は、10%程度の段階では単一税率の方が合理的だ。そして、低所得者、いわゆる逆進性対策についてはほかの手段、総合的な手段で考えていくべきだ。歳出並びに所得税の方で考慮していく方が効率的であって、複数税率や還付というやり方を取るよりは、10%段階ではほかの方法の方が合理的ではないかというのは、これまでの議論では出ておりますが、更に税目ごとにそういうお話が出ておりますので、これは後で議論するということになりますが、どういう案文として出てくるかは、これから、会長、会長代行とも御相談をしてということになると思います。

要するに、医療についても、これは実は複数税率なんです。非課税にしていますので、ゼロ税率ではないんですけれども、そういう論議が出てくると思いますので、それは後でということになると思います。

○記者

案文の作成メンバーはどなたが想定されますか。

○五十嵐財務副大臣

起草委員会は、通常、今の企画委員会メンバーが起草委員になると思います。

[閉会]